

## 平成 2 8 年度 智頭町農業委員会第 1 1 回総会議事録

1. 開催日時 平成 2 9 年 2 月 1 0 日 (金) 午後 2 時

2. 開催場所 智頭町役場 2 階 会議室

3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	欠	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計 1 5 名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 5 番 福安 逸雄委員

5. 日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案審議

- (1) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 非農地等現況証明願の決定について
- (3) 農用地利用集積計画 (案) の意見決定について

第 3 報告

- (1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について

## 6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第十一回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の出席状況は、席番五番福安逸雄委員が欠席のため、十六名中十五名の出席となりますので総会は成立します。
- 議長 それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において六番安道信成委員、七番西尾修委員を指名します。これに異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長 異議なしと認め決定いたします。
- 局長 それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について、農地法第五条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。
- 議長 それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第一号番号一を説明します。
- 本件は、農地法第五条第一項の申請で、発電所改修事業に要する仮設道路の設置の為の一時転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。貸付人は大字新見の〇〇〇〇さん、借受人は大字智頭の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。申請地は大字新見の田一筆で、三百九十三平方メートルの内六十平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。
- 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
- 農地の区分と転用目的については、農地の区分は農業振興地域農用地区域内であります。農用地区域内での一時転用である為、担当課である山村再生課へ町長の意見書の提出を求めています。転用目的は、富沢発電所改修事業に要する仮設道路設置の為、一時的に転用するものです。区分と転用目的については適当であると考えます。
- 資力および信用については、必要な資金について銀行預金通帳の写しを提出され、事務局にて確認している為問題ないと考えます。
- 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、該当しないと考えます。
- 許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、工事計画上必要とする為、問題ないと考えます。
- 申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これら

の処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当なしと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、適当な面積のみの一時転用であると考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、周辺も所有者の田であり、何年も耕作していない為、営農条件への支障はなく集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、申請地内での作業の為、影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年一月二十日、事務局は同日受付になっております。位置図については、一から九ページです。

地区担当の席番十三番西尾寿行委員に、調査結果の報告をお願いします。

西尾委員

調査結果を報告します。二月四日に貸付人と会いました。何年も耕作せず、管理のみをおこなっていたようですので返って使ってもらいたいそうです。周辺も貸付人所有の田でありますので影響はありません。一時転用でありますので問題はないと考えます。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二について事務局の説明を求めます。

局 長

議案第一号番号二を説明します。

本件は、農地法第五条第一項の申請で、番号一と同様、発電所改修事業に要する仮設道路及び作業ヤード設置の為の一時転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。貸付人は大字新見の〇〇〇〇さん、借受人は大字智頭の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。申請地は大字新見の田四筆で、合計四百八十七平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か

検討した結果を説明いたします。

農地の区分と転用目的については、農地の区分は農業振興地域農用地区域内であり、農用地区域内での一時転用である為、担当課である山村再生課へ町長の意見書の提出を求めています。転用目的は、富沢発電所改修事業に要する仮設道路及び作業ヤード設置の為、一時的に転用するものです。区分と転用目的については適当であると考えます。

資力および信用については、必要な資金について銀行預金通帳の写しを提出され、事務局にて確認している為問題ないと考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになっていますが、該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、工事計画上必要とする為、問題ないと考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当なしと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、適当な面積のみの一時転用であると考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、営農条件への支障はなく集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、工事用道路の法面を土羽打ち、転圧をする為影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年一月二十日、事務局は同日受付になっております。位置図については、十から十九ページです。

地区担当の席番十三番西尾寿行委員に、調査結果の報告をお願いします。

西尾委員

調査結果を報告します。二月七日、貸付人と会いました。周囲は貸付人名義の農地と新見川であり、周囲に影響もなく、一時転用は適当であると考えます。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）  
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について事務局の説明をお願いします。

局長 それでは番号一を説明いたします。

非農地等現況証明願いの決定についてです。申請人は、大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字智頭の田一筆で、百七十五平方メートルです。農地でなくなった理由は、二十年以上前に建物を建築し、宅地として使用し現在に至るものです。申請年月日は平成二十九年一月十九日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当すると考えます。

位置図については、二十ページから二十四ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の十五番國岡美保子委員から報告をお願いします。

國岡委員 調査結果を報告します。一月十九日午後、現地にて土地家屋調査士である〇〇〇〇の〇〇〇〇さんと立会をしました。二十五年以上前より建物が建っており、非農地として致し方ないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書（案）の意見決定について  
智頭町長より農用地利用集積計画書（案）の提出があったので意見を求める。

平成二十九年二月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功  
事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年一月二十〇日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。継続の利用権設定の計画が一筆です。面積は、千三百九十二平方メートルです。

（議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明）

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議 長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。（異議なしの声）

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

異議なしと認め原案の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局 長

その他について説明いたします。

- ・平成二十九年度智頭町農作業受託料金について
- ・平成二十八年度の点検・評価（案）の検討について
- ・平成二十九年度の目標・活動計画（案）の検討について
- ・平成二十八年荒廃農地調査にもとづく非農地通知について
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について
- ・農業委員会特別研修大会・女性農業委員の会の出欠について
- ・全国農業新聞購読について
- ・公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告について

議 長  
局 長

以上をもちまして、平成二十九年度第十一回総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

次回総会は、三月十日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年二月十日

会 長 小 林 功